

共生社会システム研究 (英文名 “Kyosei Studies”) 投稿規定

1. 投稿は原則として本会会員に限る (著者が複数の場合は、少なくとも筆頭著者が会員であること)。
2. 本誌は共生社会システム学のあらゆる領域に関わる原稿を受け付ける。投稿原稿は、当学会の趣旨に合致したものであること。
3. 投稿原稿の種別は、1)論文、2)資料、3)短報、4)研究ノート、5)研究動向、6)総説、7)書評とする。2)~6)の内容は以下の通りである。
 - 2) 資料：学会員の研究に資するための事例・データの紹介
 - 3) 短報：調査結果等の報告
 - 4) 研究ノート：論文に至る前の中間的な考察
 - 5) 研究動向：個々の研究分野における研究動向の概説
 - 6) 総説：個々の研究分野における政策動向の概説この他に編集担当理事・編集委員による企画等があり、会員の企画も受け付ける。
4. すべての投稿原稿は査読に付される。採否は編集委員会が決定する。
5. 改稿を求められた日より1ヶ月を超えて改稿論文の提出がない場合には、原則として、当該の論文が取り下げられたものとみなす。
6. 専門分野の異なる読者にも理解できるように原稿は平易に書かれること。
7. 書評以外の投稿の際には、投稿票を作成して添付する。
8. 投稿原稿及び投稿票は、共生社会システム学会のウェブサイトにて公開されている書式ファイル (`manuscript_template.docx` および `application_template.docx`)をそのまま用いて、執筆要領に従い作成すること。
9. 投稿原稿および投稿票は、学会ニュースレターにて指定された期日までに、編集委員長のメールアドレス宛てに送信する。
10. 著者校正は初校のみとする。
11. 1)~4)の掲載が決定した場合は、正会員には10,000円、学生会員には5,000円をそれぞれ徴収する。なお規定枚数を超えた原稿については、本誌1ページあたり5,000円の超過金を徴収する。
12. 1)~5)の著者には別刷20部を呈する。それ以上の別刷は実費、著者負担で著者校正時に申し込む。
13. 著作物の著作権は本誌に採用された時点から共生社会システム学会に帰属する。著者本人を除き本学会の許可なくして複製することはできない。
14. 本誌に掲載された著作物の全文または一部を電子化し、コンピュータネットワーク上において公開することがある。提出された和文要旨についても、共生社会システム学会のウェブサイトにて公開することがある。
15. 本規定は、2006年10月7日より実施する。(一部変更 2008年7月26日/2013年3月1日/2015年5月21日/2017年2月3日/2019年1月29日/2022年4月13日)

■投稿を含む編集上の連絡先:

『共生社会システム研究』編集委員長 桑原考史

Mail : takashik☆nvl.ac.jp (☆を@に変えて送信のこと)